

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）第 24 条の 2 第 1 号イ（１）・（２）について 第 24 条の 2 第 1 号に記載された電磁的方法について、主に、同号イ（１）は電子メールにより送信する方法（例えば、電子メールにファイルを添付して送信するなど）、同号イ（２）はファイルダウンロード方式（例えば、ファイルが掲載された URL とパスワードを電子メール等で通知し、申請人が同 URL にアクセスしてファイルをダウンロードする方法など）により提供する方法を想定しているとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
2.	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）第 24 条の 2 第 2 号について 「ファイルへの記録の方法」については、金融機関が提供に利用するファイル形式（例えば「PDF ファイル」などのファイル形式）を少なくとも一つ指定して示すことで差し支えないとの理解でよいか（なお、書面の性質上、ワードファイルなどの一般的に書換え可能な形式での提供や、金融機関で対応していないファイル形式での提供を申請人から希望されても対応することは難しい。）。	貴見のとおりと考えます。
3.	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）別紙様式第一号第二面について 「別紙様式第一号第二面」の改正案の「決定書の送付方法」欄には、「支払に関する決定書については、書面の送付ではなく次の電子メールアドレス宛てに送付されることを承諾します」との文言が記載された上で、申請人が承諾する場合のチェック欄が設けられている。 電磁的方法については、本則第 24 条の 2 第 1 号イ及びロに記載されているが、上記チェック欄で承諾すれば同号イ（１）だけでなく、同号イ（２）又はロの方法での提供についても承諾したといえる理解でよいか（上記文言では、同号イ（２）又はロの方法による提供についてはカバーできないおそれがあるのではないか）。	金融機関がどの電磁的方法を用いる場合についても承諾した事実が明確になるように、別紙様式の文言を修正しました。

4.	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（案）第 1 条第 1 項関係について ・金融機関は、あらかじめ申請人に対し、「・・・書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。」とあるところ、書面による承諾は、今回改正される「被害回復分配金支払申請書」による承諾と考えるが、電磁的方法による承諾とはどのような方法を想定されているのか。 ・決定書を「電磁的方法で提供しようとする金融機関」とあるが、電磁的方法での提供は、金融機関にとって義務ではなく、任意と考え、電磁的方法での提供ができる準備が整ってからの対応でもよいか（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 14 条第 3 項でも「電磁的方法により提供することができる」との記載であり、義務とは読み取れない。）。金融機関で電磁的方法による提供の準備が整っていない場合、引き続き、改正前の様式を使用することは可能か。	電磁的方法による承諾に特に限定はなく、口頭の承諾にとどまるものでなければ、電子メール、ウェブサイト等の種々の電磁的方法を用いた承諾が考えられます。 また、決定書の電磁的方法による提供をいつから行うかは、施行の日以後に金融機関側が任意に判断していただくことになります。ただし、電磁的方法による提供の準備が整っていない場合であっても、施行の日以後は、改正後の別紙様式を用いる必要があります。
5.	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）第 24 条の 3 第 3 項関係について 決定書送付を電子メールにより送信することを承諾された申請人に対し、電子メールが到達しなかったとき、申請人又はその代理人に電話をかけても応答がないときには、「送付に代わる措置」を行うことについて記載されているが、被害者が申請者の場合は電話に出ただけでないこともあるので、申請書に記載されている住所に書面を送付しても届かなかった場合も加え、その後に「送付に代わる措置」を行ってもよいか。	改正後の第 24 条の 3 第 3 項に該当する事実があれば、改正後の犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 14 条第 4 項の方法で送付に代えることができますが、金融機関が自主的に書面の送付も試みることは妨げられません。

6.	公認会計士法施行規則（案）第12条の2第1項及び第5項は削除することが望ましい。 監査報告書の電子署名について、被監査会社の関わりを何らかの規定せざるを得ないとしても、被監査会社の承諾を得なければならないというのではなく、事前に通知しなければならないという程度の規定内容に改めるべきである。 監査報告書の電子署名は法律で認められた方法であるにもかかわらず、被監査会社の許可が必要であるとする建付けは理解に苦しむ。被監査会社が電磁的方法に支障があるというならば、そもそもEDINETによる財務書類の提出すらおぼつかないはずであろう。このような条文を設けるのであれば、有価証券報告書等をEDINETで提出するかどうかは会社の意思次第とし、金融庁はEDINETによる提出を求めるのであれば、会社の承諾を得るようにすべきということになる。 電子署名を施したPDF形式の監査報告書であれば、受領する被監査会社にとって何ら実務的な障害がないはずである。監査人が監査報告書を電磁的な方法で被監査会社に対して交付するのに、いちいち被監査会社の承諾が必要とする建付けは、公認会計士の法的立場を弱め、ひいては監査報告書の内容に対しても被監査会社の承諾が必要とされるようなインプリケーションをもたらすので弊害が大きい。	本施行規則は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、国民の負担の軽減及び利便性の向上に資するため、押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする等の措置を講じた改正となります。 同法においては、紛争予防の観点等から、事前に当事者間の合意がある場合は書面での交付等に代えて電磁的方法による提供等を可能とする考え方から、あらかじめ承諾を得ることとしており、監査において証明をする場合についても、同様の考え方としております。
7.	公認会計士法施行規則（案）、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（案）及び財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（案）について 公認会計士法施行規則（案）第1条第2項において、財務書類を電磁的記録により作成する場合（同条第1項）に、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として作成者による電子署名を求めている。 この「作成者の署名又は記名押印に代わる措置として」の箇所は、「被監査会社が財務書類を紙媒体により作成する場合に作成者の署名又は記名押印が求められるところ、これに代わる措置として」とも読めるが、財務書類を紙媒体により作成する場合にその作成者である被監査会社に署名又は記名押印を求める根拠規定は公認会計士法及び関連政令には具体的に定められていないように思われることから、根拠規定の有無のご確認をお願いしたい。	公認会計士法施行規則第1条第2項は、財務書類について作成者の署名又は記名押印を求めるものではございません。したがって、財務書類を電磁的記録により作成する場合に、作成者の署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名を求めるものではございません。

8.	この案件に限らず貴庁のパブコメ募集のフォーマット（資料の提示の仕方、結果公示についても）が独特で、しかも大量の資料、法令等が同時に一括で募集されるため、一般国民には非常に読みづらく、コメントを出すのも相当の労力を要するものとなっています。 「一般国民の意見を聞いてもしょうがないので、解読のハードルを上げてやれ」という悪意がなく、本心から「できるだけ多くの国民にチェックしてもらいたい」のであれば、案件をひとまとめに募集するのではなく、適度な量で、わかりやすい説明を付けて募集いただけると助かります。	本パブリックコメントは、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする等の措置を講じた金融庁関係政府令の改正案を取りまとめたものです。 いただいたご意見は真摯に受けとめますが、上記目的のために改正が必要な政府令が多岐にわたる点はご理解いただけますと幸いです。
----	--	--